

令和4年度 旭川市・市教育委員会との教育懇談会 (R4.10.28(金))

回 答 要 旨

テーマ	質問事項	ブロック	担当課	回答者	
1	確かな学力の育成・コロナ禍での学びの保障について				
	(1) 小学校での専科指導・少人数学級編 制・特別支援補助指導員の配置等について	神楽	学務課教職員担当 学務課	教職員担当課長 学務課長	佐藤 文泰 矢萩 恵
	(2) コロナ禍における運動会や学習発表会, 宿泊的行事等の学校行事の実施について	東部	教育指導課	学校教育部次長	辻並 浩樹
	(3) 部活動の地域移行について	東部	スポーツ課 文化振興課	スポーツ課長 文化振興課長	松田 英志 高桑 和寿
2	いじめ問題・不登校への対応について				
	(1) いじめ防止条例（仮称）について	中央	教育指導課	学校教育部次長	眞田 眞
	(2) いじめの早期発見等について	中央	教育指導課	学校教育部次長	辻並 浩樹
	(3) スクールカウンセラーについて	南部	学務課	学務課長	矢萩 恵
	(4) タブレット端末の活用について	南部	教育指導課 学務課	学校教育部次長	辻並 浩樹
3	教育環境の整備について				
	(1) 学校の耐震化の取組状況について	西部	学校施設課長	学校施設課長	熊谷 修
	(2) 統廃合の取組と今後の計画, 通学区域 見直しの取組状況について	西部	教育政策課 適正配置担当	適正配置担当課長	熊谷 修
	(3) 学校のエアコン設置状況, 校内の網戸 設置状況について	西部	学校施設課長	学校施設課長	熊谷 修
	(4) 子どもの貧困, ヤングケアラー等について	神居	学務課	学務課長	矢萩 恵
4	放課後の子どもの居場所確保・小中及び地域連携について				
	(1) 子どもたちの居場所の確保	新永	子育て支援課 公民館事業課	子育て支援部次長 社会教育部次長	竹内 貴信 谷口 敦哉
	(2) 中1ギャップを低減するための小中連携 について	北部	教育政策課	学校教育部次長	石原 伸広
	(3) 地域と学校が協働して活動を進めていく 必要性について	北部	社会教育課	社会教育課主幹	小島 紀行

1 確かな学力の育成・コロナ禍での学びの保障について

：神楽ブロック・東部ブロック

【(1)学務課・学務課教職員担当, (2)教育指導課, (3)スポーツ課・文化振興課】

(質問)

- ・小学校での専科指導及び小・中学校での少人数学級編制・特別支援補助指導員の配置等について、現在の状況や今後の見通しについてお伺いします。
- ・コロナ禍における運動会や学習発表会、宿泊的行事等の学校行事の実施について、本市の学校への支援や考えについてお伺いします。
- ・部活動の地域へ移行について、本市の具体的な計画と地域で指導者が見つからない場合の対応についてお伺いします。

(質問読み原稿)

現在、確かな学力の育成については、ICTを活用した主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善を中核にして取り組んでいると聞いています。保護者の立場からすると、このような取組は、未来を担う子供たちのためにとってもありがたいことです。

また、コロナ禍での学びの保障については、運動会や学習発表会、宿泊的行事等の学校行事を中止にすることなく、感染症対策を踏まえて実施してくださっていることにも感謝申し上げます。

しかしながら、子どもと先生方が共に笑顔で学びをはじめとする学校生活を楽しむことには、いささか課題を抱えております。そこで、次の点についてお伺いいたします。

- (1) 1点目は、小学校での専科授業及び小・中学校の少人数学級編制、特別支援補助指導員の配置等についてです。専科授業については、子ども達に教科特有の学びの楽しさを実感させることができるとともに中学校での学びに円滑に繋げることができると聞いています。また、先生方の働き方の改善の一助を担っているとも聞いています。そこで、このことについての現在の状況や今後の見通しについてお伺いします。併せて、旭川市独自の少人数学級編制や特別支援補助指導員の配置や増員等についても同様にお聞かせください。 …【神楽】
- (2) 2点目は、コロナ禍における運動会や学習発表会、宿泊的行事等の学校行事の実施についてです。コロナ禍では、感染症対策を講じながら実施してくださっていますが、内容的には簡素化されているのが現状です。また、先生方は、感染症対策を講じながらの取組において苦勞している様子がうかがえます。そこで、このことについての本市の学校への支援や考えをお聞かせください。 …【東部】
- (3) 3点目は、部活動の地域移行についてです。現在、先生方の献身的な取組により子ども達は心身共に健やかに成長しています。しかし、今後、地域主導による部活動に移行して行くと聞いています。そこで、このことについて本市ではどのような計画で移行していくのか教えてください。あわせて、地域に指導者が見つからない場合の本市の対応についても同様にお聞かせください。部活動を通して子どもたちのすこやかな成長を願っています。 …【東部】

(1) 小学校での専科指導・少人数学級編制・特別支援補助指導員の配置等について

【学務課教職員担当】

小学校の専科指導については、これまでも北海道教育委員会から教員の追加配置の措置（加配）を受け、一部の学校に専科教員が配置されてきたところですが、専門性を生かしたきめ細かな指導や学級担任の業務負担軽減などに効果がみられているところです。

国では、義務教育9年間を見通した教育指導体制を構築するため、小学校高学年の教科担任制を令和4年度から4年程度をかけて段階的に進める予定としています。旭川市立小学校においては、今年度、専科指導に係る教職員定数加配を国語1校、理科14校、英語11校で受けていますが、来年度以降も対象校が増えるよう道教委に要望していきたいと考えています。

次に、少人数学級ですが、国は従前、小学校の学級編制の標準を1学年のみ35人、それ以外は40人としてきましたが、法律を改正し、小学校の全学年を令和3年度から5年間かけて段階的に35人に引き下げることであります。

また、道教委もこの法改正を受け、国の計画より1年前倒しで6学年までの35人学級を独自に行う計画であり、今年度は小学校4学年と5学年の一部、中学校1学年の一部で35人学級を実施しています。

本市独自の少人数学級編制は、小学校1学年及び2学年を対象に32人以下の学級を編制し、対象となる学校に市費負担教員を配置しています。今年度は、1学年6人、2学年7人の合計13人配置したところです。

少人数学級編制事業の実施に当たっては、教員のなり手不足が深刻化する中、人材確保が大きな課題となっていますが、今後も国の施策や道教委の教員採用状況などを注視しながら、継続的・安定的な教員の確保に見通しを持ちながら、事業を進めていきたいと考えています。

【学務課】

特別支援教育補助指導員につきましては、今年度は昨年度よりも2名増員し、86名の補助指導員を57校に配置し、特別支援学級や通常の学級において、支援が必要な児童生徒の学習のサポートをしているところです。86名のうち16名は、看護師資格を有する補助指導員で、医療的ケアが必要な児童生徒の学校生活をサポートしています。

今後におきましても、よりよい支援体制が構築できるよう、児童生徒や学校の状況に応じた補助指導員の配置を行ってまいりたいと考えております。

(2) コロナ禍における運動会や学習発表会、宿泊的行事等の学校行事の実施について【教育指導課】

コロナ禍における学校行事の実施についてであります。

学校行事につきましては、責任感や連帯感の育成をはじめ、よりよい人間関係の形成や運動に親しむ態度の育成、体力の向上など、児童生徒の心身の健全な発達に資する重要な教育活動であると認識しております。そのため、各学校におきましては、市内の感染状況や児童生徒の実態等を踏まえながら、実施時期や日程、実施内容、方法等について検討を重ね、感染防止対策を徹底した上で、

可能な限り実施しているところであります。保護者の皆様におかれましても、こうしたことに御理解と御協力をいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

また、各学校の教職員には、状況に応じた内容の検討や、感染症対策の取組など、例年以上に御苦勞をおかけしていることについては、承知しているところであり、新型コロナウイルス感染症対策等により増加する業務の負担を軽減するため、令和2年度以降、北海道教育委員会に申請して教員の業務を支援するスクール・サポート・スタッフや学習指導員を全小中学校に配置するなど、人員体制についての支援を行っているところです。

(3) 部活動の地域移行について

【スポーツ課】

「(3)部活動の地域移行について」です。

部活動の地域移行につきましては、これまで国において少子化の進行や教師の働き方改革の視点から、学校から地域に移行することを検討しており、本年6月にはスポーツ庁の有識者懇談会から、令和5年からの3年間で移行することを提言されております。

その中でも、指導者の確保やけが等の場合の責任の所在、増加が想定される費用負担、大会等部活動のあり方の見直しなど多くの課題が示されておりますが、明確に国の方針が示されていない状況であります。

ただ、今後3年間で移行を進めるという基本線は変わらないと考えており、国の動きを待っていては遅くなりますことから、市としても動き出しております。

具体的には、来年度については大きく3つのパターン、指導者を学校に派遣するパターン、スポーツ団体が実施する練習会に生徒が参加するパターン、運動が苦手などの理由でこれまで運動部活動にあまり関心がなかった生徒が自主的にスポーツする機会を得られるようなパターンを想定し、スポーツ団体と協議を進めているところです。

協議を踏まえ、来年度は試行的に実施し、関係者による協議会を設置し、課題や方向性を整理した上で、令和6、7年度の取組につなげていきたいと考えております。

御質問の指導者が見つからない場合はどうするかということですが、国の方針が明らかでないため明確にはお答えできませんが、そもそも部活とは生徒のためにあるものだと考えております。

このため、地域移行を原因として部活動ができなくなるなど生徒にデメリットがあるとするれば、本末転倒ですので、そうした基本的な考えをしっかりとって本市に合った部活動のあり方を検討していきたいと考えております。

【文化振興課】

文化部活動についてであります。

まず具体的な計画についてですが、文化部活動の地域移行の対象として、文部科学省が示す改革の方向性を踏まえ、中学校の休日の部活動を考えております。移行時期につきましては、文部科学省が示す具合的な方策の中で「令和5年度以降、段階的に実施」とあるとおり、本市においても令和5年度以降の開始に向け検討が必要であると考えております。また、地域移行には、学校に代わる指導者の確保を始め、休日の活動場所の確保や道具の管理、費用の負担など様々な課題がありま

すが、まずは移行の前提である受け皿となり得る文化芸術団体が地域にどれくらいあるのかなどの現状把握が必要であると考えておりますことから、現在、文化振興課では、教育指導課による中学校文化部活動の参加生徒等数調査の結果を参考にしながら、市内の文化芸術団体の状況把握などの情報収集に着手したところであります。

将来的には、中学校の休日の部活動だけでなく平日部活動への対象拡大や、高校部活動の対象化も考えられますが、まずは中学校の休日部活動の移行に向けて、学校や関係団体等と連携しながら進めてまいります。

次に地域で指導者が見つからない場合の対応についてですが、指導者確保は課題の一つであると考えられ指導者が確保できない場合の対応策を考えることは必要なことと認識しておりますが、地域の文化芸術団体の情報収集に着手した段階であり、地域に指導者が見つからない場合の対応については、情報収集の結果を踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

2 いじめ問題・不登校への対応について：中央ブロック・南部ブロック

【(1), (2)教育指導課, (3)学務課, (4)学務課・教育指導課】

(質問)

・”いじめ防止条例(仮称)”について理念にとどまらず、実効性のあるものへとお聞きしていますが、具体的にはどのように実効性を持たせるのか。また、いじめ対策において早期発見が被害者、加害者のどちらにとっても非常に重要なことだと考えますが、いじめアンケートや教育委員会の調査とはどのようなことを行い、どの程度の早期発見につながっているのかお伺いします。

・不登校等の子ども達に対し、スクールカウンセラーの配置やタブレット端末の活用など、現状や今後の方針等についてお伺いします。

(質問読み原稿)

令和2年度の文部科学省の調査によると、平成26年から増え続けてきたいじめの認知件数は令和元年度より15.6%と減少しており、相対的に重大事態になる件数も減少しております。偏に教育関係者の皆様のご尽力の賜物かと存じます。ですが依然として、児童数1,000人あたり約40名の生徒がいじめられているという現状がございます。今後の旭川市のいじめの防止、不登校になってしまった際の対応など、取組の強化が求められます。

また、いじめや不登校をはじめとする様々な問題に加え、コロナ禍で登校出来ない子ども達に対し、スクールカウンセラーの役割は今まで以上に重要と考えられます。また、在宅での学習保障の目的としてタブレット端末の活用も必要になると考えられます。

そこで、次の点について、お伺いします。

- (1) 1点目は、いじめ防止条例(仮称)についてです。6月に「いじめ防止条例(仮称)の制定に係る懇話会」が開催されていますが、そこで条例を制定することによるいじめ防止の実効性についてご発言がございました。どのように実効性を持たせるのかお伺いできますでしょうか。 …【中央】
- (2) 2点目は、いじめの早期発見等についてです。いじめの対応では被害者、加害者双方を守るためにも早期発見ということが重要かと考えます。現状はアンケートと面談という方針かと存じますが、条例には早期発見を目指すための取り組みなどは盛り込まれるのでしょうか。旭川市内で行われている内容と早期発見につながる実績など現状についても教えていただけますでしょうか。また、アンケートについては、タブレット端末を活用して実施する事で、担任だけでなく、全教職員及び教育委員会も実状を把握出来るのではと考えますが、このような活用方法はいかがでしょうか。 …【中央】
- (3) 3点目は、「スクールカウンセラー」についてです。子ども達が様々な悩みや問題を抱えていることを考えますと、スクールカウンセラーの果たす役割は大きなものと言えます。しかしながら、小学校では月に1日程度しか来校出来ない現状とお聞きしています。中学校においても、来校する日数が更に増えることを希望します。旭川市では、今後スクールカウンセラーを増やすお考えはありますか。 …【東部】
- (4) 4点目は、「タブレット端末」の活用についてです。不登校や教室に入れない子ども達に率先してリモート授業を活用するのはどうでしょうか。また、タブレット端末にデジタル教科書を入れることによって、カバンの重さの軽減が出来ると思いますが、旭川市ではデジタル教科書を導入する予定はございますか。 …【東部】

(1) いじめ防止条例（仮称）について【教育指導課】

「(仮称) いじめ防止条例」についてであります。

過日、いじめの重大事態について調査・検証を行っていた第三者委員会から、調査報告書を提出いただきました。調査報告書においては、教育委員会としての判断の誤りや、学校の組織体制の問題など、様々な御指摘を受けたところであり、深く反省すべきものと重く受け止めているところであります。

教育委員会といたしましては、二度と同様の事態が起こることのないよう、調査報告書の内容を十分に検証した上で、これまでの考え方や取組を抜本的に改める姿勢で、いじめ対策に取り組んでいかなければならないものと考えております。

現在、第三者委員会から提案された再発防止策について、具体化に向けた検討を進め、実施できるものから速やかに取組を進めるとともに、教育委員会や学校の組織など、新たな仕組みの創設や、見直しを要するものについては、市長部局や関係機関とも協議しながら検討を進めているところであります。

「(仮称) いじめ防止条例」につきましては、こうした検討や見直しを進めた上で、いじめ防止の理念や考え方などに留めることなく、いじめ対策に係る「組織」や、いじめの「未然防止、早期発見」、「早期対応・早期解決」、「重大事態への対処」などの項目について、市、教育委員会、学校の三者の具体的な取組などを盛り込むことや、条例に関わる学習を小・中学校で行っていただくなど、児童生徒への周知にも取り組み、実効性のある条例となるよう努めてまいります。

条例の内容につきましては、今後も引き続き、懇話会から意見をいただくとともに、旭川市PTA連合会の皆様をはじめとした関係機関や市民の皆様の考えも幅広く伺いながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

(2) いじめの早期発見等について【教育指導課】

いじめの早期発見等についてです。

まずは、いじめの認知の考え方についてお話しさせていただきたいと思っております。先ほどのお話しの中に、「令和2年度はいじめの認知件数が減少し、教育関係者の尽力の賜物」との内容がございました。

いじめ防止対策推進法におきましては、被害を受けた児童生徒が他の児童生徒の行為により「心身の苦痛」を感じた場合は、いじめとして取り上げ、対応することとされております。

このことは、社会通念上でイメージされるようなひどい「いじめ」に発展する前の些細な兆候であっても、いじめとして取り上げることによって、学校が組織的に対処し、その後の経過までしっかりと見守ることが重要であるという考え方に基づいております。

教育委員会といたしましては、各学校に対して、法の定義に基づき、正確かつ積極的に認知して対処するよう指導しているところであり、いじめの認知件数が多い学校については、わずかな兆候も見逃さず、しっかりと対応できる組織体制が構築されている証であると認識しているところであります。

国の調査の結果が確定しておりませんので、具体的な数値はお伝えできませんが、令和3年度の本市のいじめの認知件数は令和2年度より増加しており、今年度につきましても9月末の段階で昨年度よりも大幅に増加している状況となっており、このことにつきましても、各学校において積極的な認知が行われている成果であると認識しております。

保護者の皆様におかれましても、いじめはどこでも誰にでも起こり得るということや、いじめの認知は学校が組織的な対処や見守りを開始する契機であるということについて、御理解をいただき、仮に、お子様が、いじめの加害あるいは被害になる事案が発生したという報告を学校から受けた場合におきましても、まずは落ち着いて話を聞いていただき、その後、お子様にどのような支援を行っていくことが大切であるか、学校とよく相談していただきながら、学校と家庭の共通理解の下で、いじめの解消に向けた働きかけをしていただきたいと思いますと考えております

いじめの早期発見についてであります。現在、制定に向けた取組を進めている「(仮称)いじめ防止条例」においては、学校及び教職員の責務として、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むことや、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処することを規定するとともに、基本的な施策として、いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査やその結果に基づく個別の面談等、その他必要な措置を実施することについて規定してまいりたいと考えております。

今年度の本市における取組といたしましては、昨年度までも6月頃と11月頃に実施している北海道教育委員会による「いじめの把握のためのアンケート調査」に加え、2月に旭川市教育委員会としてのアンケート調査を実施することとし、年間3回のアンケート調査とその結果に基づく教育相談を行っているところです。

また、タブレット端末を活用したアンケート調査の実施については、今年度、北海道教育委員会がクラウドサービスを用いたwebによる回答方法を可能としているところです。本市においては、個人情報の保護やアンケート結果の保存等の観点から、今年度の導入を見送ったところですが、今後、他都市の状況等も注視しながら、検討してまいりたいと考えております。

③ スクールカウンセラーについて【学務課】

スクールカウンセラーについてですが、今年度につきましても、昨年度よりも4名増員し22名のスクールカウンセラーを雇用しております。学校ごとに担当するカウンセラーを決め、市立小中学校全てにスクールカウンセラーを派遣し、悩みや心配ごとを抱えた児童生徒、保護者のカウンセリングや、教職員への助言等を行っているところです。特に児童生徒については、教員ではなく、スクールカウンセラーにだからこそ話せる場合もあるなど、心のケアにおいて重要な役割を担っていると考えております。

そのため、スクールカウンセラーの派遣事業は、北海道教育委員会が実施しておりますが、北海道教育委員会と連携してカウンセラーの人材確保に取り組むとともに、北海道教育委員会の予算による配置時間に、市の予算で配置時間を上乗せをし、相談体制の充実に努めてきたところです。

しかしながら、スクールカウンセラーは、臨床心理に関して専門的な知識、経験が必要であることから、資格要件を満たす人材が少なく、大学や病院に勤務をしていたり、高等学校など他の学校のスクールカウンセラーを兼務している方が多いことから、現状では小学校については概ね月1

回、中学校については概ね週1回の派遣となっています。

人材育成や人材確保、財政面など市が単独で早急に解決することが困難な課題も多いですが、児童生徒や保護者が、より相談しやすい体制を整えていくことが大切であると考えておりますので、今後におきましても、北海道教育委員会と連携しながら、スクールカウンセラーの増員や配置時間の拡充に努めてまいります。

(4) タブレット端末の活用について【教育指導課・学務課】

タブレット端末の活用についてであります。

タブレット端末につきましては、保護者が貸出しを希望するとともに、学校長が必要と判断した場合には、不登校やその傾向がある児童生徒に対しても学習用として貸出しをしているところです。

リモート授業につきましては、市内の一部の学校において、Zoomやmeetなどのビデオ会議システムを使い、登校することができない児童生徒に対し、在籍する学級の授業を配信する取組が行われております。実施については、学校のICT環境や授業内容等、学校の実情に合わせて学校長が判断することとなりますので、当該の保護者から学校へ御相談いただきたいと思っております。

教育委員会といたしましても、今後も不登校やその傾向がある児童生徒への学びの保障の一つとして、タブレット端末を活用した家庭学習支援の取組を継続してまいります。

デジタル教科書の導入につきましては、現在、文部科学省が本格導入に向けて検討を進めているところであり、報道を御覧になった方も多いと思いますが、8月25日に文部科学省の諮問機関である中央教育審議会の作業部会が中間報告を示したところです。

また、文部科学省では、デジタル教科書の本格導入に向けた実証事業を、令和3年度及び4年度に全国の小中学校で実施しており、本市におきましても各小中学校の一部の教科でこの実証事業に参加し、学校で試験的に活用をしているところです。

本市としましては、今後の国の動向に注視しながら、デジタル教科書導入についての検討を進めてまいります。

3 教育環境の整備について：西部ブロック・神居ブロック

【(1)、(3)学校施設課、(2)教育政策課適正配置担当、(4)学務課・教育指導課】

(質問)

・少子化による児童生徒数の減少と、それに伴う学校の小規模化や統廃合、さらに学校施設の老朽化、長引くコロナ禍への対策等、学校には様々な課題があります。この状況を踏まえ、子ども達によりよい教育環境を整備するための市教委としての取組についてお伺いします。

・長引くコロナ禍により、働き方や時間等、保護者を取り巻く職場や労働環境が変わり、子どもの貧困、ヤングケアラー問題等、子どもの生活にも少なからず影響が及んでいます。この状況を踏まえ、子ども達が安心・安全な環境のもとで生活するための市教委の取組についてお伺いします。

(質問読み原稿)

未来の社会を担う子ども達に、よりよい教育環境を整備することは、私たち大人の責務であると言えます。しかし、少子化による児童生徒数の減少、これによる学校の小規模化や統廃合、さらには学校施設の老朽化、加えて、長引くコロナ禍への対策等、様々な課題があり、その対応が求められています。

また、いまだ続くコロナ禍により、保護者である私たちの働く環境もコロナ情勢に応じて改善を求められ、その変化は少なからず子育てに影響し、子どもの貧困やヤングケアラー等が全国的に問題視され、その対策と改善が求められています。

そこで、次の点についてお伺いします。

- (1) 1点目は、子ども達によりよい教育環境を整備する点についてです。昨今、全国では想定外の自然災害が発生し、旭川での大地震を想定すると、学校の耐震状況に不安があります。現在の学校の耐震化の取組状況についてお伺いします。 …【西部】
- (2) 2点目は、少子化による児童生徒数の減少による学校の統廃合についてです。旭川でも学校の小規模化が進んでいることと思いますが、統廃合の取組と今後の計画、併せて通学路の見直し等の校区見直しの取組状況についてお伺いします。 …【西部】
- (3) 3点目は、長引くコロナ禍への対応についてです。特に教室の換気について、熱中症予防の観点からも教室にエアコンを設置する学校が増えていると聞きます。学校のエアコン設置状況、加えて校内の網戸設置の状況について今後の計画等、お考えをお伺いします。 …【西部】
- (4) 4点目は、子どもを取り巻く生活の問題についてです。コロナ禍の状況が拍車をかけ、子どもの貧困、ヤングケアラー等が問題視されています。今後、どのように状況を把握し、どのようにサポートするか、取組についてお伺いします。併せて、私たち保護者としてできることについてもお伺いします。 …【神居】

(1) 学校の耐震化の取組状況について【学校施設課】

1点目の学校施設に係る耐震化の取組状況につきましては、児童生徒の安全確保のため、大規模な地震の発生を想定した備えは不可欠でありますことから、施設整備の中でも最優先の課題として、これまで取り組んできているところです。

現時点では、耐震化未実施の学校は6校ありますが、そのうち、建替により耐震化を図ることとしている3校につきましては、進捗の度合いは異なりますが既に着手しており、また、耐震補強工事により耐震化を図ることとしている3校についても、既に一部設計等に着手しているなど、耐震化に向けて取組を進めております。

学校施設につきましては、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域の避難所としての役割を担うことから、その安全性の確保は極めて重要であり、教育委員会としましては、耐震化に向けて着実に取組を進め、令和7年度までに耐震化の完了を目指してまいります。

(2) 統廃合の取組と今後の計画、通学区域見直しの取組状況について【教育政策課適正配置担当】

2点目の、学校の統廃合及び通学区域見直しの取組状況についてでございます。

少子化により児童生徒の減少が進み、学校の小規模化が進む中で、児童生徒にとってより良い教育環境を整備するため、「旭川市立小・中学校適正配置計画」を策定し、学校の適正規模化や、卒業生が複数の中学校に分かれて進学する状況を解消するため、通学区域の見直しに取り組んでいるところです。

計画では、クラス替えができる学級数、通常学級数が小学校で12から18学級、中学校で9から18学級の学校を適正規模校と位置付けており、これに満たない学校のうち、小中学校で通常学級が5学級以下の学校などを統廃合の対象校としています。

平成27年度から令和3年度までの状況では、統廃合対象校17校のうち4校、通学区域見直し対象校15校のうち7校の見直しを行っています。

統廃合対象校の皆様からの主な意見としては、学校の小規模化による学習や友人関係、学校行事、部活動への影響や、教員数が減ることへの懸念などから実施に前向きな意見がある一方、通学区域が遠くなることへの心配や小規模校での教育を希望するなど、現状の規模を望む意見もあるところです。

学校の統廃合や通学区域の見直しに当たっては、保護者や地域の合意を得て進めることとしておりますので、今後も、児童生徒のより良い教育環境整備について、意見交換してまいりたいと考えております。

(3) 学校のエアコン設置状況、校内の網戸設置状況について【学校施設課】

3点目のエアコン等の設置状況につきましては、これまで増改築や暖房設備などの大規模改修の際に、順次、保健室への整備を進めております。

令和4年9月1日現在における本市のスポットクーラーなどを含むエアコンの設置状況は、普通教室では1,124室のうち169室に設置しており、設置率は15%、特別教室では785室

のうち、50室に設置しており、設置率は6.4%、体育館では76室全てに設置はなく、設置率は0%となっております。

仮に全ての教室にパッケージ型のエアコンを整備するとした場合、全体で多額の予算が必要となるほか、エアコンに係る経常的な費用が毎年度必要となることから、現状では困難な状況であります。また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することで、大型扇風機やサーキュレーターを購入できることから、今後も各学校の状況に応じて整備してまいりたいと考えています。

次に、学校の網戸につきましては、令和元年度は暑さ対策として、急遽、普通教室と保健室及び廊下の窓の一部に当初予算の中で可能な限り設置し、令和2年度は感染症対策として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、特別教室と職員室及び廊下にも設置したことで、一定程度整備ができたと考えております。

また、令和3年度からは、引き続き感染症対策として、予算の範囲内で、普通教室に網戸を増設するなど、整備の拡充を図っているところであります。

現在、網戸の設置により安全に換気ができる状況にはありますが、現状として網戸が付いていない窓もありますことから、今後につきましては、学校から暑さなどにより増設してほしいなどの個別の要望がある場合は、施設補修などの予算の中で適宜対応してまいりたいと考えております。

④ 子どもの貧困、ヤングケアラー等について【学務課】

子どもを取り巻く生活の問題についてですが、経済的な問題や、本来大人が担うことが想定されているような家事や家族の世話などを子どもが日常的に行っている状況などは、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がない、或いは、知られたくないという思いをもっているなどの理由から、表面化しにくいと言われており、把握することが難しい状況にあります。

教職員は、子どもと接する時間が長く、児童生徒の日々の変化や、困り感、不安感に気付きやすい立場であることから、学校は、生活上の問題を抱える児童生徒の早期発見の場として大切な役割を担っていると考えております。

教育委員会といたしましては、教育費負担軽減のための就学援助等支援制度の実施や、生活や子育て支援に関する相談窓口や制度についての情報提供、スクールカウンセラーによる相談機会の充実に取り組むとともに、きめ細かな教育相談の実施や、教職員のヤングケアラーに関する理解の促進を図る研修を実施することなど、生活上の問題を抱えた児童生徒の早期発見のための取組を一層推進するよう、学校に働きかけてまいります。

また、学校が、家庭生活における課題を抱え支援を必要とする児童生徒を把握した際には、児童生徒や保護者の気持ちに寄り添いながら、教育委員会が実施する支援制度の活用を促したり、適切な支援・サービスを受けることができるよう専門機関につなぐなど、個々の事情に応じた支援が行われるよう対応してまいります。

保護者の皆様には、地域子どもたちを暖かく見守り、子どもたちが困りごとを抱えている様子が見受けられたときには、学校に相談するようお声がけをいただきたいと思います。

4 放課後の子どもの居場所確保・小中及び地域連携について

：新永ブロック・北部ブロック

【(1)子育て支援課・公民館事業課, (2)教育政策課, (3)社会教育課】

(質問)

- ・各地区における放課後の子どもの居場所づくりについてお伺いいたします。
- ・子どもの居場所や安全確保, 児童センター・公民館等の行事に関わる情報提供・発信の現状と今後の見通しについてお伺いいたします。
- ・中1ギャップを低減するための, 小中連携についてお伺いします。
- ・既存の組織との連携・協働により, 地域と学校が協働して活動を進めていく必要性についてお伺いします。

(質問読み原稿)

共働き世帯の増加や, 新型コロナウイルスの拡大により, 子ども達を取り巻く環境は多様化・複雑化しています。また, SNSのトラブルや不審者出没等により, 子ども達が巻き込まれることも増えています。このような中, どの地区にも子どもの居場所の確保や, 安全・安心して過ごすことのできる場所づくり, 情報提供が求められていると思います。

また, コロナ禍でも学校・家庭・地域が連携し, 子ども達の学びを保障していかなければなりません。既存の組織との連携・協働を確かなものとし, 多様で継続的な地域連携が進んでいくことを望みます。そこで, 次の点についてお伺いします。

- (1) 1点目は, 子ども達の居場所の確保です。一部の地区だけではなく, どの地区にも偏りなく安心して集まれる場所, 感染防止に配慮した遊び場があるといいと思います。また, 現在実施されている児童センターや公民館の行事は魅力的なものが多いと感じています。現状について積極的に情報提供・発信をお願いしたいと思います。児童センターや公民館等での居場所の確保及び情報提供・発信の状況や今後に向けたお考え等をお伺いします。 …【新永】
- (2) 2点目は, 小中連携についてです。いわゆる「中1ギャップ」の対策として, 小中連携一貫教育が効果を上げているという文部科学省の調査報告があります。小学校から中学校への進学がスムーズになされるよう, コロナ禍においても, オンラインでの出前授業等, 小中が緊密な連携を継続できるような支援が必要ではないかと考えます。今後, 具体的にどのような取組を進めていくのかについてお伺いします。 …【北部】
- (3) 3点目は, 地域と学校が協働して活動を進めていく必要性についてです。現在, 学校は, 学校運営協議会(CS)や地区市民委員会, PTA等, 既存の組織と連携し, 様々な活動を行っています。更に充実した活動とするには, 地域コーディネーターを配置することや地域の人材活用ネットワークへの予算措置等が考えられますが, 今後の計画についてお伺いします。 …【北部】

(1) 子どもたちの居場所の確保**【子育て支援課】**

児童センターは指定管理者により管理運営が行われており、北地区に北門・春光・永山の3館、南地区に東光・神居・神楽の3館の計6館があります。

各児童センターの活動についての情報提供や発信につきましては、広報誌「あさひばし」への毎月の掲載や、各館ごとの「児童センターだより」の毎月の発行のほか、ホームページによるイベント情報等の発信やYouTubeへの動画配信などを行っております。

子ども達の居場所としての児童センター運営につきましては、保護者に安心して子ども達に利用してもらえるよう、放課後は一度必ず帰宅してから利用することを徹底しております。また、不登校や問題のある児童生徒の児童センター利用に関し、各学校や町内会と情報共有について連携することのほか、幼稚園や保育所との情報共有など、地域と学校の協働した活動を行っております。

北地区及び南地区にはそれぞれ3館を管理する館長がおり、館長を中心として各館ごとの特性や地域性を考慮したイベントを企画しております。また、センター共通のイベントの実施や認識事項の確認を行うため、各館のリーダーを収集した定期的な会議も行っております。YouTubeへの動画配信は新たな取組であり、今後ともこういったSNSを活用し時代のニーズに合わせた取組を企画してまいりたいと考えております。

※ 学校：問題のある子どもについて、見かけた場合や利用した際の情報のやり取りを行っている。

※ SNS:YouTubeの動画配信のほか、FacebookやLINEなどを活用している。

【公民館事業課】

公民館では、子どもたちの居場所の確保に関連する事業につきまして、現在、14公民館中9公民館とフィール7階にありますシニア大学で学習開放事業をはじめとする16事業（コロナ禍により中止したものを含む）について、まちづくり推進協議会や市内の大学等と連携しながら実施しております。

主な事業としましては、複数の公民館で小中学生を対象に、公民館利用のきっかけづくりなどを目的とした学習開放事業を行っております。

永山・北星公民館では、近くに大学があることから、週1回、大学生が放課後の子どもたちに勉強を教えてくれる事業を行っております。

また、東旭川公民館では、月1回土曜日に小学校中学年までを対象にボランティアグループによって図書を読み聞かせる「おはなし会」を行っているところであります。

今後、同様の事業を実施していない5公民館につきましても、部屋の確保等の課題がありますが、子どもたちの居場所の確保の取組について検討を進めてまいりたいと考えております。

また、公民館事業の情報発信につきましては、これまでの広報誌や旭川市ホームページによる周知に加え、今年度は公民館フェイスブックを始めたところであり、今後とも更なる情報発信に努めてまいります。

② 中1ギャップを低減するための、小中連携について【教育政策課】

本市におきましては、昨年度、全小中学校に学校運営協議会の設置を終え、コミュニティ・スクールの全市導入を完了したところであります。導入に当たりましては、各学校のPTAをはじめ、地域の皆様にも多大なる御尽力をいただき感謝申し上げます。

コミュニティ・スクールの導入によりまして、小中連携をはじめ、学校・家庭・地域が連携・協働した学校支援等の取組を推進する体制が整備されました。

中1ギャップ未然防止に係る小中連携の取組につきましては、令和3年度においては、各中学校区において、中学校から小学校への乗り入れ授業や児童会・生徒会の交流活動等の9年間を見通した系統的な教育活動及び小学校から中学校への円滑な接続を目指す取組等が推進されるなど、コロナ禍ではありますが、中学校区の状況や児童生徒の実態を踏まえ、学習意欲の向上や思いやりの心の醸成などを図ってきたところです。

また、今年度から、豊岡小学校と東町小学校を擁する光陽中学校区におきまして、北海道教育委員会が指定する「中1ギャップ問題未然防止事業」を推進しており、不登校児童生徒に対するICTを活用した学習機会の確保や、「心と身体のチェックリスト」を活用するなどした自殺予防教育プログラムなどに取り組んでおります。

今後は、こうした中1ギャップ未然防止に係る好事例を広く市内の小中学校に環流するとともに、端末を活用した取組の拡充、中学校入学に当たり、児童の不安を解消する児童生徒の自主的な活動や外部講師を活用した授業など、学校運営協議会を通じて、保護者や地域住民等と連携・協働した取組を一層推進してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

③ 地域と学校が協働して活動を進めていく必要性について【社会教育課】

地域と学校が協働して活動を進めていく必要性についてですが、本市では、地域・家庭・学校が一体となった児童生徒の育成を目指し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動に取り組んでおります。

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」を図るための仕組みであり、令和3年度に、全ての市立小中学校で、学校運営協議会が設置され、コミュニティ・スクールとなっております。

地域学校協働活動は、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動であり、学校運営協議会で話し合ったこと等を実現する活動であります。すでに、各学校で行われております学校と地域が連携・協働しての活動も地域学校協働活動となりますが、人が変わっても活動が続くよう組織的・継続的な体制づくりが重要であります。そのため、令和3年度に、社会教育部に旭川市地域学校協働活動統括本部を設置するとともに、「旭川中学校区」「春光台中学校区」「神楽中学校区」の3地域をモデル地域として設定し、各モデル地域に、学校と地域のつなぎ役として、社会教育部職員をコーディネーターとして配置することにより、活動の充実に努めたところです。なお、現在のモデル地域については、令和5年度までの3年間を予定しております。

今後につきましては、地域住民の当事者意識の醸成や地域コーディネーターとなる人材の育成等に向けて、研修会の実施や、地域の方や企業、団体などが「無理なく提供できること」を集めたリスト「地域人材・資源リスト」の作成などを行うとともに、モデル地域での成果と課題を検証し、その結果を他地域への導入に活かすことで、最終的には、全市的な展開を目指し、また、コミュニティ・スクールとの連携についても深めてまいりたいと考えております。

なお、要となる地域コーディネーターにつきましては、その地域のことをよく知る地域の方に担っていただくことが適当であると認識しております。取組の初期段階である現在は、モデル地域において、社会教育部の職員がコーディネーター役を担っておりますが、地域の中でコーディネーターとなり得る人材の発掘や育成を行い、コーディネーターの役割を地域の方に移行していきたいと考えております。

コーディネーターとなり得る人材としては、公民館など地域活動の拠点施設の職員や学校運営協議会委員等が考えられますが、特定の個人に負担が集中しないよう、多様な人材に参画いただくことも重要であると考えており、地域の実態に応じて、柔軟に対応してまいります。